

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	取引相場のない株式を信託財産とする信託受益権に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例			
税 目	相続税、贈与税			
要 望 の 内 容	<p>事業承継者が信託受益権の相続又は贈与を受けた場合についても、株式等と実質的に同一視できる信託受益権については、株式の事業承継の納税猶予（相続税：自社株式の相続税額の 80%を納税猶予、贈与税：自社株式の贈与額を納税猶予）と同様に、納税猶予の対象とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1015 611 1476 779"> <tr> <td data-bbox="1015 611 1220 779">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1224 611 1476 779">－一百万円 （－一百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	－一百万円 （－一百万円）
減収見込額 （平年度）	－一百万円 （－一百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>平成 21 年度税制改正において、以下のとおり、事業承継税制に係る納税猶予措置が講ぜられた。</p> <p>①「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予」</p> <p>後継者が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税の 80%を納税猶予</p> <p>②「取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予」</p> <p>後継者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である親族から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税の納税猶予</p> <p>信託を利用した事業承継についても、これらの納税猶予制度の適用対象とすることにより、信託の利用促進を図る。</p> <p>【参考】平成 21 年度税制改正大綱（平成 20 年 12 月 12 日公表）において、信託を利用した事業承継については、平成 21 年度中に株式と実質的に同一視できる信託受益権の範囲を「中小企業における経営承継の円滑化法」において、明確にした上で、納税猶予制度の適用に係る検討を行うとされている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>信託受益権について、株式と同様な納税猶予制度を設けることは、信託の利用の増大、発展のために必要である。</p> <p>非上場株式等を利用した事業承継には、相続税・贈与税の納税猶予制度があることから、株式と実質的に同一視できる信託受益権についても、納税猶予制度を適用することは合理性がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>株式に係る事業承継については、納税猶予が認められていることから、株式等と実質的に同一視できる信託受益権についても、株式の事業承継と同様に扱うことが妥当であり、緊急に納税猶予対象とすることが必要。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	施策Ⅲ—1—(1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計
	政策の達成目標	信託を利用した事業承継の円滑化が進むことによって、信託の利用が拡大するとともに、経営者の多様なニーズに応えることにより、信託の発展に寄与する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	新規要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用実績	新規要望のため、該当せず
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新規要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新規要望のため、該当せず
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	新規要望のため、該当せず
これまでの要望経緯	なし	